

○海南市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
海南市教育委員会

## 目 次

1. 本計画の趣旨等
2. 現状と課題
3. 目標と評価指標
4. 計画の期間
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて
7. 進捗管理等

## 1. 本計画の趣旨等

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてより良い教育を行うことを目的とし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

海南省は、第4次海南省総合計画において、「元気 ふれあい 安心のまち 海南」を理想の姿としてまちづくりを進めている。4つの政策目標の1つとして「子どもがのびのびと育ち、地域の活力があるまち」を目指しており、達成のためには学校教育の充実が不可欠である。学校教育の担い手である教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を発揮し、子供たちといっしょに成長できる環境の整備が強く求められている。

本計画が目指す「働き方改革」は、時間外勤務の削減のみを目的とするわけではなく、教職員の心身の健康を確保し、「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を組織全体で醸成し、業務の精選と効率化を進めることにある。教育職員が専門性を発揮すべき学習指導、教材研究及び授業準備等に注力し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、教育職員自身が自己研鑽できる時間を確保することで、海南省の教育活動の質的向上を図ることである。

海南省教育委員会では、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員がワークライフバランスのとれた働き方を実現し、将来の社会の担い手となる子供たちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より実効性の高い働き方改革を進めていく。

## 2. 現状と課題

○海南省では、令和6年3月1日に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理とその他健康及び福祉の確保を図るための方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組みの結果、海南省における教育職員の時間外在校等時間の状況について令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	27.2 時間	24.5%	1.9%
中学校	48.2 時間	46.5%	12.0%

※本結果は校長、教頭、教諭等（主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭）のものである。

○時間外在校時間等が 45 時間を上回る割合が、小学校では全体の 1/4、中学校では 1/2 に近い状況となっている。また、中学校においては管理職やクラブ活動に関わる教員の在校等時間が非常に長くなっており、月 80 時間を上回る割合が 12%と高くなっている。

## 3. 目標と評価指標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### （1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

### （2）ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 14 日以上にする【令和 6 年度 12.6 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 6%まで減少させる。  
【令和 6 年度 9.3%】
- ・ ストレスチェックにおける身体的負担度の値を 2 以下とする。  
【令和 6 年度 2.2】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 4. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

## 5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

### ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・ 育友会及び学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
  - ・ 各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時刻の見直しを推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年センター等が行っている見回りに委ねることを検討する。また、地域の行事等における見回りについても、育友会及び学校運営協議会等に委ねることを検討する。
  - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等は、地域学校協働活動推進コーディネーターが中心となって行うようにする。なお、当該地域学校協働活動推進コーディネーターと学校との連絡調整については、各校の地域連携担当教員が中心となり、適切な役割分担を行うものとする。
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校だけでは対応が困難な事案について、学校と市教育委員会が連携して対応する等、学校が教育活動に専念できるよう、トラブルの解決に向けた学校外からの支援を行う。

### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑤ 調査・統計等への回答
  - ・ 市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の軽減のため、教員業務支援員等の活用やICTの活用による回答方法の工夫などを行う。
- ⑥ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
  - ・ 当該業務を学校において行う場合は、ICT支援員を積極的に活用する。
  - ・ ウェブサイトの作成については、既存の保護者連絡システムと連携したソフトウェアの導入を進め、負担軽減に努める。
- ⑦ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ・ 保守管理を委託している民間授業者と連携し、対応する。

⑧ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校プール等の管理については、施設の状況に応じて、外部への委託を検討する。

⑨ 校舎の開錠・施錠

- ・全職員で役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑩ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、休日の学校部活動の地域展開を推進する。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、引き続き、部活動指導員の配置拡充等を進めるとともに、可能な活動について地域展開を進める。

**ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

⑪ 給食の時間における対応

- ・給食の準備や片付け、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、学級担任だけでなく教員業務支援員を含めた教職員等による組織的な体制づくりを進める。

⑫ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を活用する
- ・クラウド等のデジタル技術を活用し、市全体で教材等を自由に使用できる環境構築を行う。
- ・授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担軽減のため、校務支援システムの機能を活用する。また、自動採点システムの導入を検討する。

⑬ 学校行事の準備・運営

- ・関係機関との日程調整や物品の準備、当日の運営等については、育友会及び学校運営協議会等との協力体制構築を進める。

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・生徒指導関係の校内会議において、専門的な知見を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、教職員等が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・学校の実情に応じて、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。
- ・子育て推進課等の関係部署と連携・共同した支援体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話録音機能の設置を検討する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1月の時間外在校時間が80時間を超えた教職員については、教育委員会による面接を実施する。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・市内すべての学校において、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題について、学校教育課を相談窓口とする。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ノー残業デーを月1回以上設定する。また、夏季休業中に9日間程度の学校閉庁期間を設定する。

## 6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保に、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムの出退勤管理機能で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの

もと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## 7. 進捗管理等

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、海南市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 目標達成状況については、校務支援システムなどで把握する。また、学校訪問等を通じて学校の状況を把握するとともに、必要な場合は新たな取組を実施する。